様　　　　　　　　　　　　　　　2019年4月16日

全国労働組合総連合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　小田川　義和

**安倍「改憲」のための憲法審査会の開催に反対します。**

いま、自由民主党や公明党などから、衆議院憲法審査会開催の動きが強まっています。しかし、憲法審査会を開く必要はないし、開く条件もありません。そして、安倍首相の狙う「憲法改正」に道を開く憲法審査会の開催は行ってはなりません。

第一に、どの世論調査でも、国民が政治に求める政策の優先順位は、「憲法改正」が最下位と

なっています。いま、「憲法改正」を急いでいるのは安倍首相たち与党の一部だけです。国民が望まない「憲法改正」のために、審査会を開く必要はありません。

第二に、安倍政権の下では、事実に基づく議論が期待できません。安倍首相（自民党総裁）は

自民党大会において、自衛隊員募集について「都道府県の６割以上が協力を拒否している」と事実に反することを挙げて、９条改憲（自衛隊明記）の必要性を訴えました。そもそも、安倍政権では、公文書改ざん、証拠隠滅、「日報」隠し、データ不正等、ウソとねつ造が繰り返されてきました。このような政権の下で、事実に基づく慎重な議論を審査会に期待することはできません。

　第三に、憲法尊重擁護義務に違反し、改憲発言を繰り返し、憲法を蹂躙し続ける安倍政権に、

改憲を語る資格はありません。

第四に、与党は「審議に応じないのは職場放棄だ」などと野党を批判しています。しかし、

「原発ゼロ基本法案」や「共謀罪廃止法案」といった野党提出法案の審議に全く応じていない与党に、このような批判を行う資格はありません。

第五に、「改憲手続法（国民投票法）改正案」は、内容的に議論に値しないばかりか、「憲法改

正」の呼び水としての危険性を持つものです。その議論のために憲法審査会を開催すべきでありません。

以下、要請します。

記

一．憲法審査会を開催しないこと。

一．安倍首相らは、憲法尊重擁護義務を守り、改憲策動をやめること。

一．与党改憲派は、民意を尊重すること。

以上